

# 公 示 書

国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所において、自動販売機（飲料）の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成30年10月24日  
国土交通省北陸地方整備局  
阿賀川河川事務所長 柳 正市

## 1. 対象事業者

国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所において自動販売機（飲料）の営業を希望する者

## 2. 対象施設

国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所  
所在地 福島県会津若松市表町2-70  
電 話 0242-(26)6441  
施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

## 3. 業務期間

平成30年12月1日～平成31年3月31日  
ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。  
なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

## 4. 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

## 5. 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

平成30年10月24日から平成30年11月2日までの間に、阿賀川河川事務所総務課において書面により交付する（平日の8時30分から16時まで）。  
また、郵送による交付を希望する者は、電話で11月2日までに申し出ること。

## 6. 申請書等についての個別説明

公示後、自動販売機（飲料）の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を平成30年10月24日（水）から11月2日（金）までの8時30分から16時までの間、阿賀川河川事務所総務課（0242-26-6441）において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。

個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

## 7. 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

## 8. 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

## 9. 提出書類

- (1) 阿賀川河川事務所における自動販売機（飲料）営業申請書
- (2) 添付書類
  - ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
  - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
  - ③ 店舗別営業開始日一覧表
  - ④ 過去3年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
  - ⑤ 経営規模等調査票
  - ⑥ 納税証明書  
法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）  
個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
  - ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）
  - ⑧ 直近3期分の決算書  
法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書  
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類

- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
  - ⑩ 提案書（A4判両面5枚以内）
  - ⑪ 誓約書及び役員名簿
- \* なお、詳細については個別説明時に行う。

#### 10. 申請書の提出期限、場所及び方法

平成30年11月5日（月）から平成30年11月6日（火）16時までに阿賀川河川事務所総務課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

#### 11. 営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

#### 12. その他

- (1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所長は、提出された申請書及び資料を審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

問い合わせ先：会津若松市表町2番70号  
阿賀川河川事務所 総務課 総務係  
電話0242（26）6441